

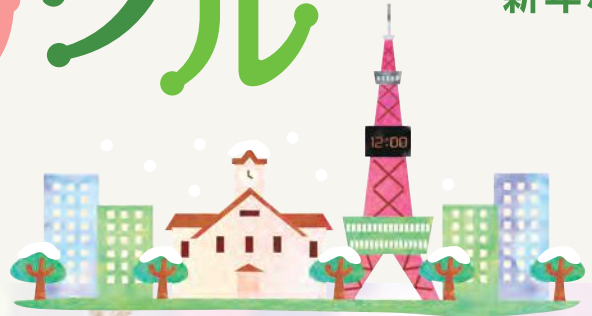
暮らしに「ほっ」を届けるマガジン

コロポックル

Koropokkuru

札幌司法書士会会報

vol.2
2011-12年
新年号



特集

それって、いつが基準なの？
～渚ちゃんが相続するのは…～



市民の
みなさんへ



コロポくん

「連帯保証人」制度は存続すべきか

— 民法改正を機に —

民法制定から100年。今、債権法について、社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとすべく、全面改正を目指して幅広く議論されている。その重要なテーマの1つとなっているのが人的保証制度だ。

「名前だけですから」— 契約書に押印するその軽さに比べ、背負わされる責任はあまりにも重い連帯保証人。これからの制度はどうあるべきなのだろうか。

1 連帯保証人制度の実情と問題点

連帯保証人制度は人的保証制度の1類型だが、日本で保証人といえばほぼ連帯保証人を指すというほど、住宅ローンや事業資金の借入れ、不動産賃貸借、奨学金など、幅広い現場で古くから定着している。海外にも人的保証制度は存在するが、催告・検索の抗弁権、分別の利益のいづれもないという、主債務者と同等の責任を負う制度は日本独自のものとされる。

保証人として求められるのは親族、友人、経営者個人であることが多く、求められた側も、情義的な理由などから、事実上断る自由がないことが多い。専業主婦など、収入に関係なく保証人になる例もある。保証契約の内容を説明する側も、これから取引する主債務者が返済不能に陥る将来を想定した内容となるためか、説明不足

となるケースが散見される。

現に、返済不能に陥る主債務者は存在し、それによって契約内容をよく理解しないまま情義的に契約した保証人は、想定外の多額の返済を求められることになる。それが生活破綻や自己破産、自殺といった社会問題を引き起こす要因となっている。

2 法制審議会での進捗状況

法制審議会民法（債権関係）部会は、平成23年5月10日付で「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」を公表し、同年6月1日から2ヶ月間、パブリックコメントを実施した。

その中で、保証制度に関しては、主に次のような論点が示されている。



(1) 保証人保護の必要性の観点から

個人の保証人が生活破綻に追い込まれる事例が後を絶たないことから、保証人保護の拡充を求める意見がある事情を踏まえ、次のような方策などが検討事項とされている。

- 1 保証契約締結の際の説明義務、主債務者の資力についての情報提供義務を債権者に課すこと。
- 2 一定額を超える保証契約締結には説明内容を公正証書に残すこと。
- 3 保証契約書における一定の重要部分について保証人の手書きを要求すること。
- 4 過大な保証の禁止を導入すること。
- 5 債権者が事業者、保証人が個人のケースにおいて、債権者が説明義務等に違反した場合、保証人に取消権を与えること。
- 6 保証契約締結後も、債権者に対して主債務者の返済状況の通知義務を負わせること。
- 7 分割払いの約定がある主債務について、債権者が期限の利益を喪失させる場合、保証人にも期限の利益を維持する機会を与えること。
- 8 事業者の保証人に対する担保保存義務を免除する条項や、保証人が保証債務を履行した場合の主債務者に対する求償権の範囲を制限する条項に関し、その効力を制限する規定を設けること。
- 9 特に連帯保証契約締結の際は、保証人となる側が連帯保証の効果の説明を具体的に受けて理解した場合にのみ連帯保証となること。

(2) 連帯保証が定着している現状から

通常の保証人は、本来、催告・検索の抗弁権、分別の利益を

有する。しかし、実務上ではそれらを意図的に排除する為、連帯保証が使われるのが通常で、いわゆる原則と例外が引つ繰り返っている現状がある。そのため、特に催告の抗弁権と分別の利益については廃止すべきではないかとの意見が示されている一方で、保証人保護を後退させる方向となることから、廃止すべきではないとの意見もある。

また、事業者が取引する場合も連帯保証が使われる現状から、一定の事業について適用される特則として、経済事業（＝反復継続する事業であつて収支が相償うことを目的として行われるもの）の範囲内で保証をしたときは連帯保証になる旨の規定の創設も提案されている。

その他、保証債務の付従性・補充性の解釈についての明文化、保証人の抗弁（現行民法第455条を拡張した適時執行義務など）、求償権の内容や通知義務の存廃、根保証規定（同法第465条の2から第465条の5）の適用範囲の拡大など、様々な論点が含まれている。

今回のパブリックコメントの実施に対し、様々な意見が提出された中、保証人保護の観点に一步踏み込み、個人保証制度を廃止すべきとの意見を表明したのが、全国青年司法書士協議会（全青司）だった。

3 個人保証制度廃止論

全青司が提出した意見書では、個人保証制度を廃止すべき理由として次の点などが挙げられている。

(1) 基本的人権保障の理念

基本的人権保障の理念から、契約の自由に優越する原理として、人は債権の担保になつてはならないし、人を債権の担保に取ることも許されない。

(2) 社会問題の要因となっている現状

自己破産者、自殺者(保証人本人、保証人に迷惑をかけられないとの理由による主債務者、及びその家族等)の一定割合は、保証に関連して発生している。

(3) 事業承継・再生への阻害

中小企業や個人経営の事業者が主債務者の場合、経営者個人を保証人とすることが取引の条件となっていることが多い。その経営者が事業を後継者に引き継ぐとなった場合、技術や得意先の承継に問題がなくても、経営者の個人保証に問題があることを理由に、事業承継が阻害されることがある。また、会社などの法人が倒産した場合、倒産処理手続は法人の範囲で完結すべきだが、個人保証をした経営者の私的財産にまで倒産の効果が及ぶことによつて、事業に失敗した者の再起を困難にしている現状がある。これでは法が会社に人格を与える意味もない。

(4) 保証人の資格で得る利益がない

保証人が果たす機能によつて、主債務者には自己の

信用を補完し取引開始を容易にするという利益、債権者には回収責任・回収リスクを転嫁できるという利益があるが、保証人自身には、その資格で得る利益はない。

(5) 事実上断る自由がない

親族、友人、経営者個人など、保証人となる契機は情義的な理由が大半となっている。よつて、仮に債権者側に説明義務等が加重されたことにより、保証人となる者が詳細な説明を受け、保証の意味を理解したところで、保証契約を断る自由はそもそもないことになる。

4

個人保証制度廃止の デメリット

「民法(債権関係)の改正に関する中間的な論点整理」の補足説明においても、個人保証制度廃止についての意見について触れられている。しかし、個人保証を廃止したからといって主債務者に対する過剰融資がなくなるわけではないこと、金融の円滑にも配慮する必要があること、経営者保証に関しては経営者が経営責任を自覚するため手段として有効とする点も指摘されている。

不動産等の担保がない者にとつては自己の信用を補う手段を失うのではないか、信用調査のコストが上昇して融資金利に上乘せされるのではないか、不動産賃貸借の現場では資力がない人が家を借りづらくなるのではないかと不安視する声もある。

また、中小企業の場合、企業の規模が小さくなればなるほど、法人の資産と経営者の資産の区分けが曖昧になる実情がある。経営者を保証人にしないと債権の回収が困難になるとの指摘がある。

全青司の意見書では、個人保証制度廃止により発生すると思われる問題とその対応策についても触れられている(契約の自由を規制することによる合憲性判断、事業者融資における代表者等のモラルハザードの対応、脱法行為発生の可能性、機関保証の問題性など)。なお一層の検討が必要だろう。

5 保証制度悪用例



全青司の意見書では、保証制度の悪用例として、商工ローン業者が、親族などを保証人にさせて主債務者の返済能力を超える融資を行い、主債務者から利息を取れるだけ取って履行遅滞に陥った後、保証人から元本を二括して回収するというスキームを日常的に行っていたというケース、また消費者金融業者が、お互いに知らない関係の顧客を相保証させることを新たな融資の条件としていたケースを挙げている。

その他、自分で保証人を探すことができない消費者を対象とした「保証人紹介ビジネス」のトラブル(保証料等を何度も振り込んだが保証人が紹介されないケース、保証人が紹介されたが実は自分も紹介された相手の保証人となること)が条件となっており、その説明が一切なかったケース、債務は業者が

負担するとうたって保証人名義を貸す消費者を募集するも、保証契約に業者は関わらず、請求を受けた消費者は債務負担を免れないケース)も国民生活センターから発表されている。

6 現在の保証人保護の取り組みについて

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において、保証契約の際の説明や契約書面の交付についてなどの規定を置いている。

また、中小企業庁では、信用保証協会における保証制度について、平成18年度に入ってから保証協会に対して保証申込を行った案件については、経営者本人以外の第三者を保証人として求めることを原則禁止した。

政府系の金融機関の中には、新規に事業を始める人などを対象に、無担保・無保証の融資を取り扱っているところもある。

果たして、個人保証は廃止すべきか否か。より問題が根深いとされる連帯保証を廃止すべきか。尊重されるべきは保証人の保護か金融の円滑か。

個人保証制度が社会問題の要因の一つとなっているのは確かであり、民法、消費者法等で何らかの対策が必要となっている点については論をまたない。

民法改正に関しては、保証制度の他にも様々な論点について議論されている。生活に最も密着した法律の改正だけに、よりよい民法のあり方を、これからも考えていきたい。

(記事：こ)

成年後見制度利用者 (被後見人)の 選挙権喪失を考える!



1 裁判の提起

財産管理などに必要な判断能力が不十分として成年後見制度の利用者(被後見人)となった札幌市の無職男性(51歳)が2011年9月14日、公職選挙法の規定で選挙権を失ったのは憲法違反であるとして、国を相手に選挙権を有していることの確認と100万円の損害賠償を求め訴訟を札幌地裁に起こした。

この種の訴訟は東京、さいたま、京都に次いで全国で4例目であるが、国政選挙に加えて地方選の選挙権も求めるのは初めてのことである。

原告側は現在の公職選挙法について、「憲法上保障された国民の選挙権を不当に制約し違憲」と主張している。

成年後見制度の利用者(被後見人)にはなぜ選挙権がないのか。それは、公職選挙法第11条に、選挙権および被選挙権を有しない者として成年被後見人の名が挙げられているからである。では、公職選挙法に選挙権を有しない者として成年被後見人が挙げられているのはなぜであろうか。

総務省は、現在の成年後見制度の前にあった禁治産制度を根拠として挙げている。すなわち、現在の成年後見制度では、成年後見を受ける人を「事理弁識能力に欠ける者」と定義しているが、これは禁治産制度時代の禁治産者の定義であった「心神喪失の常況にある者」と同義であるとしているため、成年被後見人＝禁治産者ということになり、公職選挙法第11条の規定も「禁治産者」がそのまま「成年被後見人」に置き換わっただけというこのようである。

新しい成年後見制度の施行に合わせて関連法規等を整合させる法改正の過程において、このような単に「禁治産者」と

いう用語を「被後見人」に置き換えただけの対応で終わらせた(と思われる)法律は公職選挙法だけではない。そもそも民法という私法上の枠組みの中にある成年後見制度(家庭裁判所の審判)を、公職選挙法などの全く別の法令等が転用している実態は、医療関係や福祉関係の法令等でも数多く存在している。

新しい成年後見制度は、ノーマライゼーションの理念と自己決定権の尊重という考えのもとに、利用者本人の権利等ができるだけ制限することなく保護または支援する制度として構築されたはずである。こうした一律に成年後見制度利用者(被後見人)の権利を奪う欠格条項を有している法律は、禁治産制度時代より減少したとはいえ未だに100以上存在しているのが現実である。

3 選挙権の制限に関する学説及び判例の動向

今回の一連の訴訟において、原告は、選挙権は憲法で保障された議会制民主主義の根幹をなす権利であり、とりわけ障害者にとって自分の意見を表明して国政に参画する手段として重要な権利であると主張している。

2

成年後見制度利用者 (被後見人)の選挙権 喪失の経緯

そこで、選挙権の制限に関する学説や判例にはどのようなものがあるのか簡単に紹介してみよう。

まず、選挙権というものに対する考え方として、明治時代から通説と言われてきているのが、選挙権は参政の権利とともに公務の執行という二重の性格があるという考え方である。したがって、この公務を執行するにあたっては公務のことを理解できる人でなければいけないとする。これを権利・公務二元説という。これに対し、現在では、選挙権は人民の主権的権利であり選挙人資格は原則として主権行使に必要な意思決定能力のみが要件とされるべきとする権利説が有力となってきた。

最高裁は、「選挙権は、国民の国政への参加の機会を保障する基本的権利として、議会制民主主義の根幹をなす」と述べている(最大判51・4・14民集30・3・223)が、公務性があるかどうかについては言及していない。

選挙権の制限に関する違憲審査基準については、①真にやむを得ない理由の基準、②やむを得ない最小限の基準、③LR A(より制限的でない他の選ぼうる手段)などの基準があり、②または③の基準を採用した判例も存在する。しかし、そのほとんどが物理的要因(在外国民や身体障

害など)による投票困難者に対するものであり、わずかに「ひきこもり症状を持つ」などの精神的原因による投票困難者の選挙権行使についての判例(最1小判H18・7・13判例時報1946・41)があるだけのようである。しかも、この判例は、後見人が選任されていない精神上の障害者に対するものであり、同様な症状を有しながら後見人が選任されている障害者については正面から選挙権の有無が争われるのは今回の一連の訴訟が初めてなのである。

4

選挙権を行使する能力とはいかなるものなのか

本件訴訟における最大の論点は、やはり選挙する能力の問題であろう。正確には選挙権を行使できる能力とはいかなる能力なのかということである。

ご承知のように、成年後見制度の利用者(成年被後見人)の行為は無効となるのでなく取り消しの対象となるに過ぎない。さらに、成年後見制度の利用者(成年被後見人)は、結婚も養子縁組も日常生活にかかる行為も単独で有効にできる能力があるとされている。このような能力を有しているにもかかわらず選挙

する能力は有していないという根拠は果たしてどのようなものなのであろうか。東京での訴訟においても、裁判官から被告国に対してこの点を明らかにするようにとの求釈明がなされている。

また、家庭裁判所の審判でも、利用者本人の財産管理能力について審査されても選挙能力について審査されることなく、後見等の申立に添付される診断書でも財産管理能力の有無についてしか触れられていない。

そもそも選挙する能力とはいかなるものなのであろうか？年齢制限があることや在監者に選挙権を与えない等の政策的見地からの制限を除けば、一定の年齢に達した国民は誰でも選挙権を有している。投票する際の動機も全く問わない。候補者の政策など全然知らなくとも、顔が良いからとか名前が似ているからという理由で投票しても、誰も何らの不利益も課せられない。投票しない棄権の自由さえあるといえるのである。これが普通、平等、自由、秘密という近代選挙制度の本質なのではないか。

権利の救いを求めた制度によって別の権利(選挙権)が奪われるという、悲しくてやりきれない現実の、救いは来るのだろうか…。

臨時総会の顛末と今後の展望

Interview 札幌司法書士会 会長 林和宏



写真：「原案可決された瞬間」

11月6日(日)午後1時より、ホテルノースシティにおいて、札幌司法書士会臨時総会が開催された。これは、去る5月14日に開催された臨時総会において上程予定だった議案のうち、時間切れで上程されなかった議案を審議する為に開催されたものである。

今回の総会では、広告規制や懲戒など、会員の身分に関する会則・規則改正議案が多く提案された。特に第3、第5、第6号議案については、青年会を中心に会則改正対策チームが立ち上がるなど、早くから疑問の声が上がっていた。細かい点において不備な部分があることを認めつつも、他の単位会とともに平仄を整え、

全国の司法書士会において適正かつ統一的な運用を行うことを重視する執行部側と、解釈・運用に大幅に委ねられる点を問題視し、会員の適正手続の保障を訴える会則改正対策チーム側。事前に会員懇談会が開催されなかったこともあり、総会当日は修正動議や多くの質問票が提出され、その修正動議に対して更に執行部が質問するなど、活発な議論が交わされた。

残念なことに、不祥事を起こす司法書士は存在する。その調査は司法書士会内で行うが、最終的な処分権限は司法書士会ではなく、その事務所を管轄する法務局の長が持つ。林会長は、臨時総会の中で、今般の改正は司法書士をむやみに懲戒にかけるためではなく、あくまで市民の事実調査の期待に応えるためのものであることを繰り返し述べた。

結果として、すべての議案において原案可決となったが、コロポックル前号で苦悶の表情を浮かべていた林会長の心境はいかばかりか。締め切りが迫る中、会報取材班は緊急取材を試みた。

——臨時総会、お疲れさまでした！まずは臨時総会を終えての感想を一言お願います。

会長 5時間にもわたる総会というのは、あまり例がないので、正直、かなり疲れしました。ただ、個人的には、こういうスリリングな総会というのは嫌いじゃないですね。他の役員は、どうかは分かりませんが。

—— 原案はいずれも可決となりましたが、30件もの事前質問が寄せられ、総会前から反対の声があったことも事実です。どのように思いましたか。

会長 いろいろと疑問が投げかけられていたことは承知していました。しかし、総合的には絶対に必要な改正であり、制定であると判断して議案を提出しました。出された質疑や提案については、会員の権利保障の面であらざる点も確かにあります。今後の、運用の中で生かしていきたいと思えます。ただ、苦情を申し立てる市民から見れば、司法書士制度の未来を見据えた視点があまりみられなかったのは、少し残念ですね。

—— 今回の総会を受けて、今後は、会則等の解釈・運用に委ねられる部分も多くなるのでは。正直、大変ではないですか。

会長 特に、広告に関する規則については、難しい判断を迫られる場面が考え

られると思います。日司連と連携しながら、できるだけ混乱や不都合がないようにしていきたいと思えます。

—— その他、今後に向けての決意、抱負等ありましたら是非お願いします。

会長 テレビCM、女性対象の「なのはな相談センター」、成人向けの法律教室など新しい試みが行われています。司法書士の未来を考えたとき、この流れはさらに推し進めていくことが必要です。今後も、「事業者向けの相談」、「相続登記はお済みですか月間の訪問相談」、「遺言執行・相続業務をテーマとした相談会」、「被告事件の相談」、「抹消登記推進月間の実施」など、いろいろな計画、アイデアが出ています。失敗を恐れずにチャレンジを続けていきたいですね。

かつて青年会に所属していたときは、同会の広報誌において、ペンで当時の執行部と対抗したこともある林会長。定時総会後とは違い、緊張感溢れる臨時総会を終えた今、その表情は晴れやかだった。次々と生まれる新しい事業に向けて、林会長の戦いは続く……

(記事：こ)

臨時総会 DATA

■ 出席者数

議決権のある会員総数434名のうち、出席者数361名。その内訳は、現に総会に出席した会員数78名、委任状による出席会員数283名(受任者林会長他執行部180通、会則改正対策チーム91通、その他会員6通、議長6通)。

■ 議案審議の流れ

審議の方法は、左記①は個別審議、②～⑨までを一括審議とし、採決方法はすべての議案について個別採決とされた。

- ① 第1号議案 日司連代議員選任の件
↓ 立候補者廣瀬充弘会員が無投票当選
- ② 第2号議案 会員証の返還、役員への守秘義務、広告に関する会則一部改正案承認の件
↓ 可決
- ③ 第3号議案 網紀・注意警告、登録調査に関する会則一部改正案承認の件
★ 修正案(改正案第102条第2項を削除) ↓ 賛成113名で否決
原案 ↓ 可決
- ④ 第4号議案 支部の役員に関する会則一部改正案承認の件 ↓ 可決
- ⑤ 第5号議案 役員等選任規則一部改正案承認の件 ↓ 可決
- ⑥ 第8号議案 紛議調停規則一部改正案承認の件 ↓ 可決
- ⑦ 第7号議案 注意警告運用規則一部改正案承認の件 ↓ 可決
- ⑧ 第6号議案 網紀委員会規則一部改正案承認の件
★ 修正案(改正案第11条を修正、同第14条第3項を削除、同第15条を修正)
↓ 賛成112名で否決 原案 ↓ 可決
- ⑨ 第5号議案 司法書士の業務広告に関する規則制定案承認の件 ↓ 可決

「炊出し・法律相談会」の現場から

札幌司法書士会は、8月27日18時より札幌市民ホールにおいて、「炊出し・法律相談会」を実施した。

これは、平成17年から「北海道の労働と福祉を考える会（労福会）」との共催で年2回実施しているもので、今回で13回目となる。



■炊出し前の準備風景



■場内は終始和やかな雰囲気

相談会といっても、1対1でスペースを区切って話すわけではない。炊出しで配った弁当と味噌汁を食べる来場者のグループの中に、司法書士や労福会のメンバーが入り、世間話を交えながら話し合う。途中で生活保護を題材にした寸劇を挟みながら、個別に相談があれば聞いていく。中には弁当をもらって帰るだけという人もいるが、無理に引き止めることはせず、またいらしてください、と声をかける。

■「自分はいいい」そのうちね」

憲法25条では「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」が認められており、その具体的な保障制度として、生活保護制度がある。そして来場者の中には、生活保護制度の存在を知つていながら、路上生活を続ける方がいる。その理由は様々だ。借金で悩み、それが負目となって、取立てから逃れるように野宿生活をする方。生活保護を申請しようとしたものの、役所の窓口で説得されて申請を取り止めることとなったり、受給まで至らず、厳しい就労指導や生活環境になじめず、

路上に戻ってくる方もいる。他にも事情を抱え、「自分はいいい」そのうちね」と言って口を閉ざす方は多い。そういった事情を聞き出して、不安を取り除いて、生活保護の申請に繋げるのは難しい。深刻な内容になることも多いため、相談員も聞き取り方に悩むという。

■生活保護だけではなく

相談会を担当する札幌司法書士会の社会問題対策委員会では、「最近感じるのは、路上生活者への支援といっても、無理に生活保護を受給させることがすべてではないという事です」と話す。

「路上生活の方のなかでもコミュニティが存在します。確かに生活保護を受けることで、生活は安定しますが、路上生活のときにできたコミュニティからは離脱してしまい、まったくの孤独になってしまいます。その結果、また路上に逆戻りというケースもあります。やはり、路上を脱したいという本人の意思が基本になれば、保護申請を手助けする意味はないと思います。そういった意味で、今後は支援といっても、様々な形の方法を考えていかなければならない、と感じています」

それぞれが何を悩み、何を解決したいのか、それにはどういうルートがあるのか、寄り添って対話を続ける中で考えを整理し、自分で選択できるようにする、ということも

支援を行ううえで大切な視点となる。

■やり方はまだまだ模索中

とにかく話しやすい雰囲気をと、の趣旨で相談会は今のようなやり方に行き着いた。その効果はあり、会話が弾むグループも見られる。中には具体的な相談に発展する方もいれば、他の人のいる場では相談しづらいという方もいるので、別室に移って話を聞いたり、名刺を渡して後日連絡をもらうこともある。

何度か会ううちに「あなたなら話せる」と相談を切り出す方もいるし、名刺を渡した相手がさらに別の仲間に名刺を渡し、その仲間から相談がくる、というケースもある。地道で息の長い支援が重要になる。

社会問題対策委員の中からは、「以前は、司法書士として参加している以上」とにかく法律相談をしないと」と構えていた部分もあった」としながらも、「まずは、いつでも相談する場があることを知ってもらいたい」と今は思っている」との声も聞かれた。

今回の相談会の来場者は73名、具体的な相談に至った件数として報告されたのは1件だった。しかし、件数だけでは単純にはかれない効果があったのではないだろうか。今後よりよい相談会となるよう、来場者参加型の法教育の実施や相談ブースの設置など、やり方の検討が続けられる。

■社会貢献活動を、自然体で

登記、裁判、成年後見など、これまでも法律家として業務を広げてきた司法書士。だからこそ、これからは基本的人権を守るための社会貢献も必要だと思つて活動している、と社会問題対策委員は話す。

とはいっても堅いことばかりではない。相談員の中には、来場者に寄り添おうとするあまりか、「来場者に『新入りかい。色々教えてやろう』と話しかけられた」「労福会の大学生に衣料券を渡された」という和やかなエピソードも。「準備は大変だけど、終わったら次も頑張ろうと思える」と話す姿に気負ったところは見られない。

札幌司法書士会副会長の猿田史典さんは「今後も継続的に、労福会さんなど関連団体と連携してこのような事業を行ってきたい」と述べるとともに、司法書士に対しても、「当会では経済的困窮者を支援する事業として、生活保護申請の同行支援に対する費用的な補助を行っている。ぜひ積極的に活用してほしい」と呼び掛けている。

(記事：こ)

今、生活に困っている方へ

今回のような相談会は不定期ですが、札幌司法書士会では相談センター(市民編6ページ参照)において、借金や生活保護などの相談についても受け付けています。お気軽にご相談ください。

それって、いつが基準なの？ ～ 渚ちゃんが相続するのは…～

登場人物 紹介



かいり
海里さん

法子さんの学生時代の先輩。心配性。



なつこ
夏子さん

海里さんの妻。子ども(渚ちゃん)を連れて再婚。



なみさ
渚ちゃん

夏子さんと前夫の間の子。3歳。海里さんを「おとーちゃん」と呼んでいる。



のりこ
法子さん

司法書士。海里さん一家と親しい。



つかさ
司さん

法子さんの双子の兄。司法書士

— 前回までのお話 —

お盆の少し前のこと。遡ること2か月ほど前に亡くなった海里は、残された家族(夏子と渚)が心配でならず、友人で司法書士の法子の夢枕に立って家族の元へ向かわせ、自らも姿を現す。海里の求めに応じた法子が戸籍を調べると、海里と渚は養子縁組をしておらず、渚に相続権がないことが発覚。海里と夏子の結婚に反対して疎遠になっていた海里の姉に相続権があるのではないかと皆が気を揉む中、夏子が海里の子どもを妊娠していることがわかり、無事に生まれれば、その子が夏子とともに相続人になると知って、海里は胸を撫で下ろす。

そんな中、夏子が、借金癖のある渚の実父が1年くらい前に亡くなったことを最近知ったと話したことから、法子が慌て出す。

「なんですって？その借金、放っておくと渚ちゃんが…!」

海里:「法子ちゃん、どういうこと!? 渚ちゃんに、何か悪いことでも…?」

法子:「ええ… 渚ちゃんと実父の間の縁は切れないの。だから、渚ちゃんは、実父の相続人になるのよ… “借金” という負の財産も含めて。」

海里:「なんだって?… そうだ、相続放棄は3か月以内にしないといけない、3か月を経過すると、全部相続したことになる、って聞いたことがあるんだけど、渚ちゃんの実父は、亡くなって1年経つし、もう…。」

法子:「海里さん、落ち着いて。その“3か月”ってというのは、渚ちゃんの実父が亡くなった時から数えるのではないの。相続人が『自分が相続人となったことを知った時

から』数えるのよ。渚ちゃんは未成年だし、この場合は法定代理人(=親権者)の夏子さんが渚ちゃんの実父の死亡を知った時から、ということになるわ。夏子さん、このことを知ったのは、いつ?」

夏子:「友人のところへ遊びに行った時に聞いたから…ちょうど1週間前だわ。その友人も、どこからか聞いてきたみたいで、詳しいことはわからないのだけれど…。」

法子:「それなら、まだ時間があるわ。それに、そもそも遺言があれば、その内容が優先されるし。」

夏子:「あの人が遺言をしているとは思えないけど…。」

法子:「まだ若い方だしね。とりあえず、渚ちゃんの実父の相続人について調査しましょう。夏子さん、渚ちゃんの実父が生まれたころから亡くなるまでの戸籍が必要なんだけど、集められますか?」

夏子:「ええ…ただ、音信不通だったとはいえ、亡くなって1年も経ってから先夫の実家に連絡するのはなかなか勇気が…。」

法子:「では、渚ちゃんの実父の本籍がある市町村に直接問い合わせたらどうかしら? 相続人である渚ちゃんの親権者からなら、実父の相続人を調査するという目的で、戸籍の請求ができます。郵送してもらうこともできますよ。」

夏子:「それなら、すぐにでもできるわ。」

法子:「じゃあ、お願いします。戸籍がそろったら、教えて下さいね。あ、海里さん、そうすることで大丈夫だから、お盆過ぎたらちゃんと戻ってね。」

海里:「とほほ…。法子ちゃん、後は頼んだよ。」

夏子:「法子ちゃん、戸籍、集まったわよ。」

法子:「ありがとう。見せてもらいますね…。この、冬野柁介さん、というのが、渚ちゃんの実父ね。…あら?」

夏子:「どうしたの?」

法子:「おーい、司に! ちょっといい?」

司:「こら、プライベートは『お兄様』、仕事中は『司先生』だろう。」

法子:「は? 双子の兄になぜ『様』をつけなきゃいけないのよ!」

夏子:「まあまあ、二人とも…相変わらず仲がいいわね。」

司:「は?! …って、あ、夏子さん、いらっしゃい。」



夏子:「司くん、お久しぶり。」

司:「お久しぶりです、お見苦しいところを…。で、法子、どうかした?」

法子:「この戸籍なんだけどね…。」

司:「ん? この、冬野柁介さんと、父親の聖一さん、同じ日時に亡くなってるなあ。…事故か何かで?」

夏子:「事故で亡くなったとは聞いていたけれど、詳しいことは全く…お義父さんも一緒に

亡くなっていたなんて…。」

法子:「そうだと、聖一さんの相続関係も調べなきゃいけないわ。」

夏子:「えっ、どういうこと?」

司:「法律では、親が亡くなると、その子どもが相続人になるのが原則だけど、親が亡くなる“以前”に子どもが亡くなってしまった場合は、子どもの子ども、つまり孫が相続することになっているんですよ。」

夏子:「えっと…その“以前”って、親が亡くなったのと同時の場合を含むの?」

司:「日常会話での“以前”がその時点を含むかどうかは文脈によるけど、少なくとも法律上、“以前”という言葉は、基準となっている日時を含むのです。つまり、親子が

同時に亡くなった場合、親の財産を子は相続せず、子の子(孫)が相続するってことなのです。では、夏子さん、聖一さんの財産は、誰が相続することになると思いますか?」

夏子:「柗介さん(子)は、聖一さん(父親)と同時に亡くなったから相続しない。で、その子ども…つまり、渚が相続するってこと?!」

司:「ご名答。…ちなみに、戸籍を見ると、聖一さんの妻である鈴子さんは、2年前に亡くなっているから、鈴子さんも聖一さんの相続人にはならない。柗介さんに兄弟がいなければ、相続人は、柗介さんの子ども、つまり、渚ちゃんだけです。夏子さん、聖一さんの財産について分かる人って、いますか?」

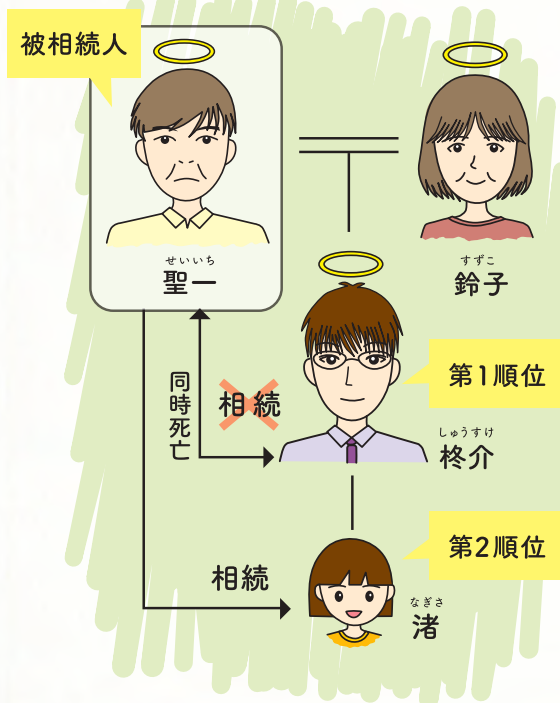
夏子:「先夫の実家のお隣に、祖父母が住んでいるわ。」

司:「一度行って、聖一さんと柗介さんの預貯金口座の残高や、他に財産がないか調べてこないとね。あ、法子も連れて行ったらいいですよ。」

法子:「その前に、公証役場に行って、公正証書遺言がないか調べた方がいいかしらね。」

夏子:「公正証書遺言って?」

法子:「公証役場で作ってもらう遺言のことよ。遺言には①自筆証書遺言、②秘密証書遺言、③公正証書遺言の3パターンがあるのです。②の秘密証書遺言は、面倒なだけで利用する人がほとんどいないので説明は割愛するとして、①自筆証書遺言と③公正証書遺言の違いやメリット・デメリットをざっと挙げてみましょう。」



自筆証書遺言要件

- 1 最初から最後まで自分の字で書く
(パソコン、ワープロで打つのは不可)
- 2 日付をきちんと書く
(「平成23年12月吉日」などは不可)
- 3 署名する
(本人であると特定できれば、ペンネーム等でも可)
- 4 印鑑を押す(認印や拇印でも可)

メリット

- 費用がかからない
- 証人が要らない
- 他人に遺言の内容を伝えなくてもよい

デメリット

- 形式や内容に誤りがあった場合、遺言が無効となることがある
- 改ざんや紛失の可能性がある
- 家庭裁判所で検認が必要
(検認前に開封すると、5万円以下の罰金)

※尚、検認は遺言の有効・無効を判断するものではありません。



公正証書遺言要件

- 1 証人2人以上の立会い
(未成年者や一定の利害関係のある人は、証人になれません)
- 2 遺言をする人が、遺言の内容を公証人に伝える
(口頭でも筆記でも、手話等で通訳を入れても可)
- 3 公証人が遺言の内容を読み聞かせて確認後、全員が署名・押印

メリット

- 公証人に見てもらえるので、法的に間違いがない遺言が作れる
- 原本が公証役場に保管される
- 家庭裁判所の検認が不要

デメリット

- 費用がかかる
- 公証人と証人2人に遺言の内容が知られてしまう
(証人は、信頼できる方や専門家をお願いするか、公証役場でご相談を!)

夏子:「なるほど…公正証書遺言は、公証役場に原本が保管されるのね。」

法子:「そう!だから、公正証書遺言は改ざんや紛失の恐れがないのです。他の形式の遺言は、発見した人に改ざんされる危険性があるから、家庭裁判所で検認の手続きが必要なのよ。」

夏子:「“検認”って、どんなことをするの?」

法子:「家庭裁判所で遺言書の内容を確認するんだけど、相続人の立会いが必要になるわ。」

夏子:「遠方の相続人や高齢で裁判所に行けない相続人はどうするの?」

法子:「裁判所から相続人全員に呼出状が送られるけど、出頭できない相続人がいても、検認手続きは行われるわ。けど、検認は申立書の作成や相続人全員の戸籍等が必要だから、なかなか大変なのよ。だから、検認が要らないのは、公正証書

遺言の大きなメリットです。さらに、原本が保管されているおかげで、公正証書遺言があるかどうか、どこの公証役場からでも検索できるのです!!便利な世の中よね。」

夏子:「あら～、それは助かるシステムね!」

法子:「ただし、亡くなった人(被相続人)の遺言の検索、照会ができるのは相続人をはじめとした利害関係人に限られるから、被相続人が亡くなったことがわかる除籍(戸籍)謄本をはじめ、被相続人と照会者の関係が分かる書類が必要よ。詳しくは、公証役場に問い合わせましょう。」

夏子:「なるほど!早速近くの公証役場に聞いてみるわ。」

法子:「それから、念のため、実家に伺う時に、他の形式での遺言が無いかも、調べてきましょう。」

夏子：「わかったわ。…あとね、先夫の借金のことなのだけど。離婚の原因となった借金が発覚した時、先夫は家族に借金がバレないように、借用書などをすべて処分してしまっていたの。だから、本人が打ち明けるまで、家族には全くわからなかったのよ。そうなると、実家に行っても、借金については調べられるかどうか…」

司：「大丈夫ですよ。借金を調べるには、指定信用情報機関に対して個人信用情報の開示を依頼するという方法もあります。個人信用情報には、過剰融資防止のため、対象となる個人の借りに関する情報が記録されているんですよ。」

指定信用情報機関
(3か所)

- 1 『JICC(株)日本信用情報機構』
…消費者金融をはじめ、様々な会社が加盟
- 2 『CIC(株)シーアイシー』
…主にクレジットカード会社が加盟
- 3 『全国銀行個人信用情報センター』
…銀行、信金、信組、農協や保証協会等が加盟

個人信用情報の開示請求ができるのは、開示対象者本人のみ ※本人が亡くなった場合は、相続人からも請求可。

夏子：「借金の調査も出来るのね。少し安心したわ。」

司：「3か所それぞれに開示請求をした方が確実ですよ。ただし、これら信用情報機関に加盟していない会社や個人からの借り入れも考えられるから、そういったものについては、柗介さんの実家に行った時に督促状などが来ていないか、確認してみてくださいね。」

夏子：「わかったわ。法子ちゃん、週明けにでも、一緒に来てもらっていいかしら？」

法子：「いいですよ。」

夏子：「ありがとう、助かるわ。…渚ちゃん、おかあちゃんと法子おねえさんと一緒に電車に乗って、お出かけしようか？」

渚：「ほんと?!ももちゃんも一緒?」

夏子：「うーん…ももちゃんはお留守番ね。」

ももちゃん

— 柗介の実家を訪れた夏子と法子は、相続財産の調査にかなり時間がかかると判断。『相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立て』をして、年末を迎えました… —



『相続の承認又は放棄の期間の伸長の申立て』とは…

相続財産がプラスかマイナスか調査しきれない等の理由で、3か月以内では放棄をするかどうか決められない場合、相続人等から家庭裁判所にこの申立てをすることで放棄できる期間をのばすことができます(のばせる期間は事案によります)。

司：「いやあ～、聖一さんに借金はなかったけど、柗介さんの借金の調査は、結構時間がかかったね。」

法子：「本当ね。」

司：「柗介さんのように、消費者金融やクレジットカード会社から借り入れをしていた場合、高い金利で借りていた期間が長ければ過払い金が発生していることもあるから、きちんと調べないとね。柗介さんの財産は、相続人から請求して過払い金を取り返しても、少しマイナス。これだけなら放棄するけど…まだ難題が、ね。」

法子：「とほほ…」

柗介さんの実家で何が? 法子の「とほほ」に隠された意味やいかに?! <次号につづく>

(記事:お)

司法書士が答える

「ほっ」と相談室 vol.2

～相談内容～『別居中の生活費は誰が持つ?!』



今回の回答者

札幌司法書士会所属
司法書士

大桃 涼輔

相 1年ほど前に家を出て行った妻から、今更になって生活費を請求されました。妻が勝手に飛び出していったにも関わらず、私が妻の生活費まで負担しなければならないのですか？



なるほど、出て行った女房に未練はなくともお金には未練があるというわけですね。

相 むむっ…



おっと、失敬！余計なことを言ってしまいました。さて、夫婦の共同生活に必要な一切の費用を婚姻費用といいます。夫婦にはお互いに助け合う義務があるため、離婚しない限り、相手が自分と同一水準の生活を維持できるように、それぞれの負担能力に応じて婚姻費用を分担するのが原則となっています。ですから、貴方だけに収入があるような場合はなおさらのこと、奥さんの生活費を負担しなければならないこととなりますね。

相 妻にも収入がある場合でも私が妻の生活費を負担することもあるのですか？



まあ、お互いの収入額や生活状況によって結論は異なりますが、仮に奥さんに収入があっても、貴方と同一水準の生活を維持できる金額に満たないのであれば、その不足額を負担することになる可能性はありますね。

相 ええっ！…妻が勝手に家を出て行ったのに、ですか？



残念ながら…。ただですね、もし別居の原因が奥さんの方だけにあるのであれば、貴方が負担すべき生活費が減額されることも十分に考えられますよ。

相 そうですか。それを聞いて少し安心しました。ただねえ、別居の原因が自分だけにあることを妻が簡単に認めるとは思えないんだよね…。私と妻との間で話し合いがつかないときはどうなります？



そうですね。お互いの婚姻費用の分担額や支払方法については、夫婦間の話し合いで解決すれば一番良いのですが、婚姻費用の分担割合というのは様々な事情をもとに決定されるものですから、当事者間だけでは話しがまとまらないことも多くありますね。このようなときは、家庭裁判所の調停制度を利用してみてはいかがでしょうか。家庭裁判所に、もめている部分をなんとかしたいという内容の調停申し立てをすると、調停委員を交えて話し合いを進めていくことになります。

民法第760条

【婚姻費用の分担】夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。

お悩みの方は、下記の相談センターまでコール

申込方法 下記番号まで、希望相談日時をご予約ください。

電話予約 **011-272-9035** (月～金/9:00～17:00)

相談員 認定司法書士 ※祝祭日、年末年始、お盆期間は除く

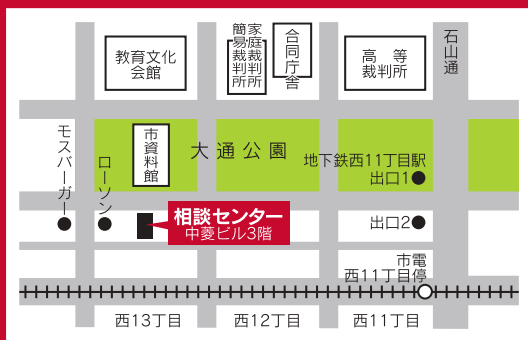
住所 札幌市中央区大通西13丁目 中菱ビル3階

下記地区においても相談を受けています。

■滝川地区/0125-23-7737 ■苫小牧地区/0144-33-8885

■小樽・余市地区/0134-62-6734 ■岩見沢地区/0126-20-2575

■日高地区/01463-2-3538 ■室蘭地区/0143-46-8585



女性司法書士による 女性のための電話法律相談窓口

開設しました!

相談無料

なのはな相談センター



相談専用
ダイヤル

011-522-5625

電話相談
受付時間

月・水・金 12:00～15:00
火・木 16:00～19:00

※祝祭日・年末年始・お盆期間を除く

その他、女性からの様々な
ご相談をお受けいたします!



なのはな相談センターは、**女性からの法律相談**をお受けする常設の電話相談窓口です。

この相談センターの**相談員は全員女性**であり、女性特有の問題から、身の回りのトラブル、登記、相続、成年後見、債務整理などの様々な法律相談及び手続に関するご相談をお受けいたします。(ご希望に応じて面談相談も承ります。)

例えば、右記のような
ご相談をお受けしています。

【相続】「夫が他界したのですが、家の相続手続をどうしたら良いのでしょうか。」

【離婚手続】「離婚調停とはどのような手続ですか?」

【借金問題】「借金やクレジットカードの支払があるのですが、返済が難しくなっていました。」

《 なのはな相談センターに関するお問い合わせ先 》

札幌司法書士会 TEL. 011-281-3505
札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F



女性からのご相談をお受けするにあたって、
相談員は全員、女性特有の問題に関する
専門分野の研修を受講しています。



こんなイベントのここが知りたい!

～もうすぐ楽しいさっぽろ雪まつり♪編～

第63回 さっぽろ雪まつり
開催日: 2012年2月6日～12日



※写真は2002年
開催のものです。

年が明けると、あっという間にやってくるイベントが「さっぽろ雪まつり」。毎年、楽しみにされている方も多いのではないのでしょうか。美しく、また、迫力のある大雪像や、市民の皆さんが作った、個性あり、かわいらしさありの雪像…毎年テーマが異なるから、見に行く楽しみは尽きないですよ。ところで、この雪像たち、サイズは毎年同じなのでしょうか? そんな疑問から、雪まつりの歴史について調べてみました。

雪まつりの始まりは、昭和25年。当時、市民の雪捨て場であった大通公園の7丁目に、札幌市内の中学校2校、高等学校3校の生徒が6基の雪像を制作しました。第3回まで、雪像の高さは7メートルを限度と

札幌司法書士会が11日から設ける女性専用の電話相談窓口「なのはな相談センター」の立ち上げを企画した。常設では全国初となるセンターの運営に担当理事として当たる。いかつい男性には話しにくいという女性も気軽に利用できるはず。

司法書士は、請求額が140万円以下の民事紛争や登記、相続など法的手続き全般を代行し、道内の651人のうち女性はずわすか13%。2003年、後志管内で唯一の女性司法書士として俱知安



町で開業して以来、管内各地から訪れる女性たちの相談に乗ってきた。「養育費の支払いを通じて親の責任の重さを離婚相手に分かってほしい」「自分を押しやわけてきた夫に遺産を残したくない

い」。受け付けたさまざまな相談を「女同士だから分かり合える部分もある。個人的な共感と仕事は区別することも必要ですが」と振り返る。新設する窓口は、近く

女性たちが法律サービスに触れるきっかけになればと願う。「電話なら交通費も要らないし、女は男より『お金をかけたくない』という意識が強いですから」

俱知安町で夫とその母と3人暮らしの48歳「炊事洗濯は母に任せきりで、私は仕事はしっかりでもうちは円満ですよ」と笑う。

相談は無料で、月、水、金曜の正午～午後3時と火、木曜の午後4～7時に011-5222-5625へ。(西依一憲)

新聞、ラジオなど様々なメディアで、なのはな相談センターの活動を上げていただきました!!

[写真右] 北海道新聞 2011年11月2日朝刊 掲載

[写真中央] 読売新聞 北海道版 2011年10月25日朝刊 掲載

[写真左] STVラジオ(ランラン号取材)

その他、朝日新聞 北海道版 2011年10月18日朝刊にも掲載されました。

女性司法書士の電話相談窓口

来月11日から

札幌司法書士会は11月11日から、女性司法書士による女性専用の常設電話相談窓口「なのはな相談センター」を開設する。女性が紛争当事者になるケースが増えているため、相談を受けたい女性司法書士約40人を配置。離婚調停や相続、成年後見、債務整理などについて、法律相談やアドバイスを提供する。

札幌司法書士会の坂口亜

子理事は「女性の問題は男性に相談しにくい面もある。女性ならではのきめ細やかな対応も可能。気軽に相談してほしい」と話している。

正午～午後3時、火・木曜が午後4～7時に受け付ける。希望者は電話相談後に面談も可能で、初回の面談は無料。なのはな相談センター(011-5222-5625)へ。



されていましたが、第4回でトラックやブルドーザーが動員され、高さ15メートルの大雪像が制作されました。なお、陸上自衛隊(当時の第101通信大隊)は、第6回から雪像制作に参加しており、その高い技術は脈々と受け継がれ、現在までに制作された雪像で高さがいちばん高いものは、26メートルにも及びます。

一方、市民ボランティア参加による大雪像の制作が始まったのは第38回からで、現在、高さは15メートルとされており、毎年個性が光る市民雪像については、台座部分(加工禁止)が高さ1メートル、幅・奥行きが3メートルで、本体部分が高さ・幅・奥行き共に2メートルと規格が決まっています。

なお、雪まつりについてもっと詳しく知りたい!という方にオススメなのが、「羊ヶ丘展望台」。ここには、さっぽろ雪まつり資料館があるのです。また、雪まつり会期中は、陸上自衛隊真駒内駐屯地内にある資料館も一般公開されます(会期以外も、事前に陸上自衛隊第11旅団の広報室に連絡すると、案内してもらえます)。

そして、資料館を見学に行って、なんだかウズウズしてきてしまった方、第63回さっぽろ雪まつりの募集は残念ながら既に締め切られてしまいましたが、大雪像、市民雪像共に、技術指導もありますので、来年以降、参加を検討してみたいか?きつと、よい思い出になりますよ。

相続登記は お済みですか？

日本司法書士会連合会は、毎年2月を「相続登記はお済みですか月間」と定めており、札幌司法書士会では、平成24年2月に相談キャンペーンを実施いたします。本キャンペーンは、市民の皆様に対し、放置されている相続登記がないかどうかの確認と点検を呼びかけ、出来るだけ早い時期に登記手続を行うことを奨励するとともに、無料相談を実施するものです。

相続登記とは、亡くなった方の不動産の名義を変更することを言います。相続登記は相続税の申告などと異なり、期限が定められておりませんので、手続きがよくわからず途中で投げ出してしまったり、うっかり忘れてしまうことがあります。困らないから、まあいいかと後回しにしてしまうなんてこともあります。

しかし、相続登記をしていないと、不動産を売却する場合や担保にして融資を受ける場合に手続をスムーズに行うことが難しくなる可能性があります。また、相続権のある人が増えて権利関係が複雑になり、様々なトラブルを引き起こしかねません。さらには、放置している間に相続人が認知症になり、成年後見制度を利用しなければ、手続きを進めることができなくなるなんてこともあります。

相談例の一部を挙げますと、次のようなものが挙げられます。

- 1 登記名義人が先々代のままです。
- 2 相続関係が複雑で相続人が誰なのかわからないのですが…。
- 3 パートナーに全ての財産を相続させたいのですが…。
- 4 相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。

市民の皆様には早期に登記手続を行うことをお勧めいたします。無料相談では、相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関するご相談にお答えします。



司法書士による 相続遺言教室のご案内

札幌司法書士会では、相続について悩んでいる方や遺言の作成について検討されている方等、市民の皆様へ相続・遺言の基本的な情報をご提供させていただく「相続遺言教室」を開催いたします。司法書士が相談をよく受ける事例をもとに、テキストを使用し、注意すべきポイントをわかりやすく解説して参ります。講師は、札幌司法書士会に所属する司法書士が担当致します。

日時 平成24年2月25日(土)
午前10時～12時
(予約は、2月6日(月)から)

定員 20名
要予約

場所 札幌司法書士会 (札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル2階)

予約先 札幌司法書士会事務局(電話011-281-3505、平日10時～16時)

相続・遺言のことで悩んでいる方はもちろん、何も心配ないと安心されている方もひょっとすると、気づいていないことがあるかも知れませんので、ぜひお気軽にご参加いただければと思います。なお、皆様の具体的なご相談については、開催当日はお答えできませんので、ご了承ください(司法書士会の無料相談をご案内させていただきます)。

札幌司法書士会の テレビCMのお知らせ

札幌司法書士会
テレビCM紹介

放送局 STV札幌テレビ放送

番組名 「どさんこワイド」提供

放送日程 2011年11月、12月
2012年2月、3月、4月

放送日時 水曜日 第1部 / 15:48～16:53 (2回放映)
木曜日 第2部 / 16:53～17:53 (2回放映)
(※番組編成により放送日が変わる場合があります)



※なお、上記時間帯にテレビを見られない方は、札幌司法書士会HPまたは、YouTubeで札幌司法書士会を検索してください。

【札幌司法書士会HP】<http://www.sihosyosi.or.jp>

【You Tube】<http://www.youtube.com>

札幌司法書士会のテレビCMに関する 市民からの反響

Aさんの意見

木の芽のイラストがどんどん「困」という漢字に変わっていく様子が、うまくできていると思った。

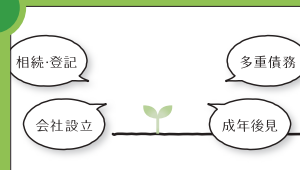
Bさんの意見

最初、どこのCMかわからなかったが、何度か見ているうちに、「困る」という意味や、司法書士会のCMだとわかった。

Cさんの意見

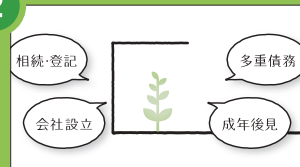
電話番号の告知時間が短いので、電話番号をメモする時間がないのではないかと思ったが、CMの内容自体は面白い見せ方だった。なのはな相談センターの広告と一緒に見たが、なのはな相談センターについてもっと詳しい内容を知りたいと思った。

1



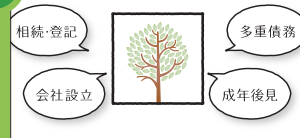
「あなたの暮らしの中の」

2



「悩みの芽が大きくなって…」

3



「逃げ道が無いほど」

4



「困っていませんか？」

5



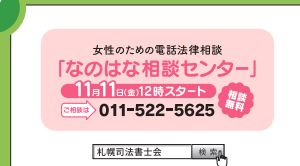
「そんな時は…」

6



「札幌司法書士会へ」

7



※インフォメーションは、放送回により異なります。

シリーズ

この建物は何？

大通公園の西のはずれ13丁目に威風堂々とした風格を有しながらひっそりと佇むこの建物をご存じですか？なんと、この建物は札幌司法書士会館とは目と鼻の先にあるのです。



この建物のすぐ南大通り側に札幌司法書士会館があります

Point 1



正面玄関部分の目隠しをした女神の首像はギリシャ神話の法の女神テミスであり、目隠しは彼女が前に立つ者の姿を見ないことを示し、法は貧富や権力の有無に関わらず万人に等しく適用されるとの「法の下の平等」の理念を表しています。

Point 2



また、その左右の秤は正邪を測る「正義」を、剣は「力」を象徴し、「剣なき秤は無力、秤なき剣は暴力」に過ぎず、法はそれを執行する力と両輪の関係にあることを表しています。

Point 3



さらに、後方2階の2つの鏡は真実を写すことを表しています。

正解

この建物は札幌市資料館です。本来は札幌控訴院（現札幌高等裁判所）として、建てられたもので、後の裁判所の移転を受けて1973年11月4日に開館しました。

覚えてすぐ使える!!

ワンポイント手話教室

第2回

『ありがとう』

「ありがとう」
左手の手首に右手の
小指側を垂直に当てて、
そのまま軽く右手を
上にあげます。



編集後記

コロポックルの住む北の大地北海道は、美しい自然に満ちている

北海道には世界自然遺産に指定された知床を始め、全国に28ある国立公園のうち6つが存在している。美しいという文字を使用した地名も多い。思い浮かぶだけでも、美幌、美深、美唄、美笛、美瑛、美園、美々、美利河、美流渡、美馬牛、美登位、美加登、等々。そういえば、札幌市内にも美園や美しが丘という所があるようだ。

鳥たちが飛び回るこの美しい空を、魚たちが泳ぎ回るこの美しい川を、そして子供たちが遊び回るこの美しい土を、私たちはあなたに残しておいてやるだろうか。2011年の出来事は、2012年に何を為すべきなのかを教えてくれているのかもしれない。

(岩井 英典)

会長発言の内容

～どれが真実なのか!?～



▲ 前号に掲載した林会長の驚くべき発言の瞬間

前号でお伝えした会長発言ですが、休憩時間での独り言であったためか、発言内容を確認できる理事の方ではありませんでした。そこで、取材班は次のいずれかの発言がなされた可能性が高いものと勝手に想像してみました。

発言 1

実は、某新聞から
4コマ漫画の連載を
依頼されたんだが・・・

会長が、漫画を書くことは
ご存じですよ

発言 2

実は、司法書士仲間で
バンドを結成してCDを
出したいんだが・・・

会長は、以前、司法書士バンドの
リーダーをしていました。

発言 3

実は、今度の司法書士会の
TVコマーシャル番組に
是非とも主役で
出たいんだが・・・

さて、読者の皆さんはこのうちどれだと思いますか。会長ご本人に伺ったところ、僕も何を言ったか良く覚えてないんだが、今回のTVコマーシャルの主役になれなかったのはとても残念だ、と話されていたような記憶があるのですが…これも定かではありません。

誌上研修 (こぼれ話)

～普通貯金だけじゃなく定額貯金への届け出も～

成年後見人等(保佐人、補助人及び任意後見人を含む。)に就任すると、本人の財産管理事務を行うために避けて通れないのが金融機関への届け出手続。しかし、その窓口での対応は、新制度から11年を経過した現在も金融機関ごとに対応が異なるばかりか、同一金融機関でありながら支店ごとに対応が異なったりもする。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートでは、全国1270の金融機関に対してこのような窓口事務等の改善を要望すると共にアンケート調査も実施し、その速報値が実践成年後見37号に載っている。もちろん、北洋銀行や北海道銀行からも回答があったようだ。ところで、ゆうちょ銀行への届け出の時には

少し注意がいる。それは、普通貯金への届け出の際に定額貯金があるときはそちらに対しても届け出する旨をきちんと伝えることである。普通の銀行ならば一つの預金への届け出さえおこなえば、定期も何もかも全てに対しての届け出がされたように扱ってくれるのだが、ゆうちょ銀行の場合は普通貯金と定額貯金は原則別々の扱いをすることになっているようなのである。実際にも、後見人が普通貯金への届け出をしたあとに、親族が本人を連れて定額貯金を払い出した例もあるようだ。大抵は、窓口で定額貯金への届け出についても聞かれるので大丈夫なのだろうが、自分は聞かれなかったと思う方は今すぐ確認した方がいいかも…。

vol.2

2011-12年
新年号

新年号
2大特集

特集2

成年後見制度利用者（被後見人）の
選挙権喪失を考える！

特集1

「連帯保証人」制度は存続すべきか
— 民法改正を機に —

”今“を見つめる、”明日“を読む

コロポックル

司法書士の
みなさんへ



コロポくん

[編集・発行]

札幌司法書士会

札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル6F

TEL.011-281-3505

FAX.011-261-0115

<http://www.sihosyosi.or.jp>

■会報委員会
岩井 英典
小原 有津子
國分 三恵子
中西 晃弘